【参考】(b)定時評議員会よりも前の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合の選任フロー図(例)



〈留意事項〉

- (1) 評議員及び役員の任期満了日の算定に当たっては、選任の議決のあった日が起算点となります。 上記に関わらず、法人と評議員及び役員の委任関係については、評議員及び役員の就任承諾をもって開始されます。
- (2) 現評議員等は定時評議員会終結時まで任期がありますので、任期満了前に選任決議をする場合は、現評議員等と新評議員等の委任期間が重複しないよう、新評議員等からは、「令和2年度の決算に関する定時評議員会終結時に(評議員等)に就任することを承諾する」との停止条件付の承諾書を受領する、又は、定時評議員会終結の日と同日に、承諾書を受領してください。(評議員等=評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員)
- (3) 任期の起算点が,選任決議の時となることから,仮に令和3年3月以前に選任を決議しますと,例えば,「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結時」が令和5年 度決算に関する定時評議委員会の終結時までとなる(通常よりも任期が1年短くなってしまう)ため,注意が必要です。
- (4) 評議員選任・解任委員の任期の起算点は、貴法人の定める評議選任・解任委員会運営細則によります。「委員の任期は<u>選任後</u>4年以内に終了する会計年度のうち…」とされていれば、任期の起算点は理事会における選任時となり、「委員の任期は就任後4年以内に終了する会計年度のうち…」とされていれば、任期の起算点は就任承諾のあった時点となります。